

## 令和6年度三戸町高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、高齢者等（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第3条第1項の表新型コロナウイルス感染症の項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の新型コロナウイルス感染症予防接種（以下「予防接種」という。）を実施し、接種費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）は、町内に住所を有する高齢者等とする。

### (実施期間)

第3条 予防接種の実施期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間とする。

### (助成金及び助成回数)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 生活保護世帯に属する者 医療機関及び接種対象者が入所している保健・福祉施設（以下「医療機関等」という。）が定める予防接種費用の全額

二 一以外の者 医療機関等が定める予防接種費用から1,500円を差し引いた額

2 助成の対象は、当該年度における初回の接種に係る費用のみとする。

### (予防接種の助成方法等)

第5条 接種対象者は、三戸町と予防接種に係る委託契約を締結した医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）において、予防接種を受けることができる。

2 接種対象者が前項の予防接種を受けるときは、三戸町新型コロナウイルス感染症予防接種券及び予診票（様式第1号。以下「予防接種券及び予診票」という。）を委託医療機関等に提出しなければならない。

3 接種対象者（前条第1項第1号に掲げる者を除く。）が第1項の予防接種を受けたときは、当該予防接種に要した費用のうち、1,500円を当該委託医療機関等に支払うものとする。

4 予防接種券及び予診票を紛失・消失等の理由により再交付を求める者については、三戸町高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種券及び予診票再交付申請書（様式第2号）により申請するものとする。

(委託料の請求)

第6条 前条の規定により予防接種を実施した委託医療機関等は、当該予防接種に係る第4条第1項各号に掲げる助成金に相当する額を予防接種委託料として町長に請求するものとする。

2 前項の請求は月単位で請求するものとし、当該予防接種を実施した日の属する月の翌月の10日までに三戸町高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求書(様式第3号)に接種対象者から提出を受けた予防接種券及び予診票を添えて、町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、受理した日から30日以内に委託医療機関等に委託料を支払うものとする。

(償還払いによる助成金の交付)

第7条 接種対象者が委託医療機関等以外の医療機関等で、予防接種を受けた場合は、当該医療機関等に支払った費用のうち、第4条第1項の金額を助成金として申請することができる。ただし、助成金の申請は、令和7年4月30日までに行わなければならない。

2 前項の申請をする者は、三戸町高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種助成金支給申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- 一 医療機関等が発行した予防接種の領収書
- 二 新型コロナウイルス感染症予防接種済証又は予防接種券及び予診票の原本又は写し
- 三 助成金の振込先口座の通帳の写し

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、三戸町高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種助成金支給決定通知書(様式第5号)により、接種対象者に対して通知し、助成金を交付するものとする。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により支給を受けたと認めるときは、支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。